第百五条の六中「第十一条の三の五第一項第一号若しくは第二号」を「第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第二項第一号若しくは第二号」を「同条第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第三項第二号」を「同条第三項第二号」に、「第七項イ若しくはロ」を「第七項第一号イ、ロ若しくはハ」に、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第百五条の七の見出し中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改め、同条第一項中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に、「第十一条の三の六第一項第一号ホ」を「第十一条の三の六第一項第一号ハ」に改める。

第百五条の七の二第一項中「若しくはロ」を「からニまでのいずれか」に、「又は第二号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同条第三項第五号中「若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ロ」を「、令第十一条の三の六第一項第一号ロ」に、「又は」を「、令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は」に改め、「第十一条の三の五第二項第一号」の下に「から第四号までのいずれか」を加え、「若しくは令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき」を削る。

第百五条の八（見出しを含む。）中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第百五条の九第一項中「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の五第二項第三号」を「第十一条の三の五第二項第五号」に改め、同条第三項第五号中「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に、「第十一条の三の五第二項第三号」を「第十一条の三の五第二項第五号」に改める。

第百五条の十一第三項中「第十一条の三の六の三第一項第三号」を「第十一条の三の六の三第一項第五号」に改める。

第百六条第一項中「三万円」を「一万六千円」に改め、同条第二項第一号中「二千グラム」を「一千四百グラム」に、「三十三週」を「三十二週」に改める。

別紙様式第二十一号の二の三の㊁の備考6中「第11条の3の5第1項第2号」の次に「又は第2項第2号」を加え、「A」と、同項第1号又は同条第2項第1号に掲げる者である場合は「B」を「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」に改める。

別紙様式第二十一号の三の㊁の備考6中「第11条の3の5第1項第3号」を「第11条の3の5第1項第5号又は第2項第5号」に、「C」を「オ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置）

第二条　平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等にこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証又は新規則別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、新規則第百五条の五の二第一項の申出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前の出産に係る国家公務員共済組合法施行規則第百六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（様式の特例）

第四条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。